



熊本県公報

第 1 1 7 3 3 号
平成 20 年 8 月 26 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障害者支援総室) 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (//) 1
- 道路の供用の開始…………… (道路保全課) 2
- 道路の供用の開始…………… (//) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 2

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (商工政策課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (//) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (//) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (//) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (//) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (//) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (//) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (//) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (//) 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (//) 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (//) 9
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (//) 9
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (//) 10
- 開発行為工事完了公告…………… (建築課) 11
- 開発行為工事完了公告…………… (//) 11
- 開発行為工事完了公告…………… (//) 11
- 道路の位置指定の公告…………… (//) 11

登 載 依 頼

- 熊本県男女共同参画審議会の開催…………… (男女共同参画・パートナーシップ推進課) 11

告 示

熊本県告示第 7 5 7 号
 障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
 平成 2 0 年 8 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
葉合志市幾久富 1 6 5 6 番地 1 0 0	N P O 法人 葉合志市幾久富 1 6 5 6 番地 1 0 0 藏座 正徳	平成 2 0 年 9 月 1 日	4312900147	就労移行支援（一般型） 就労継続支援 A 型

熊本県告示第 7 5 8 号
 障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
 平成 2 0 年 8 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
知的障害者更生施設 清香園 宇城市松橋町竹崎1 115-1	社会福祉法人 清香 会 宇城市松橋町竹崎1 115-1 山内 豊	平成20年 9月1日	4312700224	短期入所

熊本県告示第759号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年8月26日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年8月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	横野矢部線	上益城郡山都町三ヶ字谷頭 688番1地先から 同所 604番地先まで	68.0	火山砂

2 供用を開始する期日 平成20年8月26日

熊本県告示第760号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年8月26日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年8月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	八代市坂本町荒瀬字合志野山 5314番地先から 同所 5257番3地先まで	101.0	道路法 第24 条工事
一般県道	横野矢部線	上益城郡山都町葛原字徳佛 476番地先から 同所 465番1地先まで	183.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成20年8月26日

熊本県告示第761号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成20年8月26日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年8月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	上益城郡御船町大字七滝字入江 3016番1地先から 同所 5090番1地先まで	前	6.6 ～ 29.0	235.7	旧道移管
				14.8 ～ 57.5		
			後	14.8 ～ 57.5	155.0	
一般県道	田代御船線	上益城郡御船町大字木倉字平 4357番地先から 同所 4368番1地先まで	前	6.0 ～ 33.2	134.4	
				12.8 ～ 40.0		
			後	12.8 ～ 40.0	169.8	
	横野矢部線	上益城郡御船町大字滝尾字横野 613番地先から 同町大字滝尾字明王堂 5598番地先まで	前	4.9 ～ 14.8	171.8	
				10.5 ～ 25.0		163.2
			後	10.5 ～ 25.0	163.2	
	御船甲佐線	上益城郡御船町大字滝川字川添 776番1地先から 同町大字滝川字大塚 1391番1地先まで	前	4.2 ～ 31.0	1,283.5	
				8.0 ～ 25.0		562.0
			後	8.0 ～ 25.0	562.0	

2 区域を変更する期日 平成20年8月26日

公 告

熊本県公告第582号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成20年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターサンコー東町店
熊本市東町二丁目1番15号
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

	名 称	代表者の氏名
変更前	株式会社ホームセンターサンコー	中山 耕吉
変更後	同 上	青山 好二

- 3 変更の年月日
平成20年6月2日
- 4 変更する理由
小売業者の代表者変更のため
- 5 届出年月日
平成20年7月24日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
熊本県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 縦覧期間
平成20年8月26日から平成20年12月26日まで

熊本県公告第583号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成20年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
本山ショッピングプラザ
熊本市本山町字原萩143-1
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名（変更箇所は下線部）
[変更前]

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ホームセンターサンコー	熊本市東町二丁目1番15号	中山 耕吉
株式会社イエローハット	東京都大田区北千束二丁目26番11号	二宮 洋

[変更後]

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ホームセンターサンコー	熊本市東町二丁目1番15号	青山 好二
株式会社イエローハット	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	鍵山 幸一郎

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名（変更箇所は下線部）

[変更前]

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ホームセンターサンコー	熊本市東町二丁目1番15号	中山 耕吉
株式会社イエローハット	東京都大田区北千束二丁目26番11号	二宮 洋

[変更後]

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ホームセンターサンコー	熊本市東町二丁目1番15号	青山 好二
株式会社イエローハット	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	鍵山 幸一郎

- 3 変更の年月日
平成13年3月19日（株式会社イエローハット住所変更）
平成16年6月25日（株式会社イエローハット代表者変更）
平成20年6月2日（株式会社ホームセンターサンコー代表者変更）
- 4 変更する理由
設置者及び小売業者の住所及び代表者変更のため
- 5 届出年月日
平成20年7月24日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
熊本県商工観光労働部商工政策課
- (2) 縦覧期間
平成20年8月26日から平成20年12月26日まで

熊本県公告第584号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成20年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンコーペット&グリーン本山店
熊本市世安町字松手33-1ほか
- 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

	名 称	代表者の氏名
変更前	株式会社ホームセンターサンコー	中山 耕吉
変更後	同 上	青山 好二

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

	名 称	代表者の氏名
変更前	株式会社ホームセンターサンコー	中山 耕吉
変更後	同 上	青山 好二

- 3 変更の年月日
平成20年6月2日
- 4 変更する理由
設置者及び小売業者の代表者変更のため
- 5 届出年月日
平成20年7月24日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
熊本県商工観光労働部商工政策課
- (2) 縦覧期間
平成20年8月26日から平成20年12月26日まで

熊本県公告第585号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成20年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターサンコー東バイパス店
熊本市御領二丁目439番4号ほか
- 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

	名 称	代表者の氏名
変更前	株式会社ホームセンターサンコー 株式会社イエローハット	中山 耕吉 二宮 洋
変更後	株式会社ホームセンターサンコー 株式会社イエローハット	青山 好二 鍵山 幸一郎

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

	名 称	代表者の氏名
変更前	株式会社ホームセンターサンコー	中山 耕吉
変更後	同 上	青山 好二

- 3 変更の年月日
平成16年6月25日（株式会社イエローハット代表者変更）
平成20年6月2日（株式会社ホームセンターサンコー代表者変更）
- 4 変更する理由
設置者及び小売業者の代表者変更のため
- 5 届出年月日
平成20年7月24日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
熊本県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 縦覧期間
平成20年8月26日から平成20年12月26日まで

熊本県公告第586号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成20年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンコーグリーン館東バイパス店
熊本市御領三丁目477番1号ほか
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

	名 称	代表者の氏名
変更前	株式会社ホームセンターサンコー	中山 耕吉
変更後	同 上	青山 好二

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

	名 称	代表者の氏名
変更前	株式会社ホームセンターサンコー	中山 耕吉
変更後	同 上	青山 好二

- 3 変更の年月日
平成20年6月2日
- 4 変更する理由
設置者及び小売業者の代表者変更のため
- 5 届出年月日
平成20年7月24日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
熊本県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 縦覧期間
平成20年8月26日から平成20年12月26日まで

熊本県公告第587号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成20年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターサンコー北部店
熊本市飛田三丁目6番50号
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

	名 称	代表者の氏名
変更前	株式会社ホームセンターサンコー	中山 耕吉
変更後	同 上	青山 好二

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

	名 称	代表者の氏名
変更前	株式会社ホームセンターサンコー	中山 耕吉
変更後	同 上	青山 好二

3 変更の年月日

平成20年6月2日

4 変更する理由

設置者及び小売業者の代表者変更のため

5 届出年月日

平成20年7月24日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本県商工観光労働部商工政策課

(2) 縦覧期間

平成20年8月26日から平成20年12月26日まで

熊本県公告第588号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成20年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

あらおシティモール

荒尾市緑ヶ丘一丁目1番1号

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

	名 称	代表者の氏名
変更前	株式会社ホームセンターサンコー	中山 耕吉
変更後	同 上	青山 好二

3 変更の年月日

平成20年6月2日

4 変更する理由

小売業者の代表者変更のため

5 届出年月日

平成20年7月24日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局総務振興課

(2) 縦覧期間

平成20年8月26日から平成20年12月26日まで

熊本県公告第589号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成20年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターサンコー天水店

玉名市天水町部田見2265番1

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

	名 称	住 所
変更前	株式会社マルエイ	玉名市横島町横島3888番地3
変更後	同 上	玉名市松木10番地14

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

	名 称	代表者の氏名
変更前	株式会社ホームセンターサンコー	中山 耕吉
変更後	同 上	青山 好二

3 変更の年月日

- (1) 平成20年4月8日
- (2) 平成20年6月2日

4 変更する理由

設置者の住所及び小売業者の代表者変更のため

5 届出年月日

平成20年7月24日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局総務振興課

(2) 縦覧期間

平成20年8月26日から平成20年12月26日まで

熊本県公告第590号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成20年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターサンコー鏡店・ファースト文庫鏡店
八代市鏡町内田進来515ほか

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

	名 称	代表者の氏名
変更前	株式会社ホームセンターサンコー	中山 耕吉
変更後	同 上	青山 好二

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

	名 称	代表者の氏名
変更前	株式会社ホームセンターサンコー	中山 耕吉
変更後	同 上	青山 好二

3 変更の年月日

平成20年6月2日

4 変更する理由

設置者及び小売業者の代表者変更のため

5 届出年月日

平成20年7月24日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局総務振興課

(2) 縦覧期間

平成20年8月26日から平成20年12月26日まで

熊本県公告第591号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成20年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターサンコー本渡店
天草市本渡町本戸馬場837番1

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

	名 称	代表者の氏名
変更前	株式会社ホームセンターサンコー	中山 耕吉
変更後	同 上	青山 好二

3 変更の年月日
平成20年6月2日

4 変更する理由
小売業者の代表者変更のため

5 届出年月日
平成20年7月24日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局総務振興課

(2) 縦覧期間

平成20年8月26日から平成20年12月26日まで

熊本県公告第592号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成20年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンロード免田店
球磨郡あさぎり町免田東1253番地1ほか

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

	名 称	住 所	代表者の氏名
変更前	サンロード株式会社	球磨郡錦町大字西字打越715番の1	藤田 勲
変更後	同 上	球磨郡錦町大字西字打越715番地32	尾方 春敏

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

	名 称	代表者の氏名
変更前	株式会社ホームセンターサンコー	中山 耕吉
変更後	同 上	青山 好二

3 変更の年月日

(1) 平成18年12月1日（代表者変更）
平成19年5月24日（住所変更）

(2) 平成20年6月2日

4 変更する理由

設置者の住所・代表者及び小売業者の代表者変更のため

5 届出年月日

平成20年7月24日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局総務振興課

(2) 縦覧期間

平成20年8月26日から平成20年12月26日まで

熊本県公告第593号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成20年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンロード湯前店
球磨郡湯前町字松原2214番地ほか

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

	名 称	住 所	代表者の氏名
変更前	サンロード株式会社	球磨郡錦町大字西字打越715番の1	藤田 勲
変更後	同 上	球磨郡錦町大字西字打越715番地32	尾方 春敏

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

	名 称	代表者の氏名
変更前	株式会社ホームセンターサンコー	中山 耕吉
変更後	同 上	青山 好二

3 変更の年月日

- (1) 平成18年12月1日 (代表者変更)
- 平成19年5月24日 (住所変更)

- (2) 平成20年6月2日

4 変更する理由

設置者の住所・代表者及び小売業者の代表者変更のため

5 届出年月日

平成20年7月24日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局総務振興課
- (2) 縦覧期間
平成20年8月26日から平成20年12月26日まで

熊本県公告第594号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成20年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンロードシティ
球磨郡錦町西字打越715番1ほか

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

	名 称	代表者の氏名
変更前	株式会社ホームセンターサンコー	中山 耕吉
変更後	同 上	青山 好二

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

	名 称	代表者の氏名
変更前	株式会社ホームセンターサンコー	中山 耕吉
変更後	同 上	青山 好二

3 変更の年月日

平成20年6月2日

4 変更する理由

設置者及び小売業者の代表者変更のため

5 届出年月日

平成20年7月24日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局総務振興課
- (2) 縦覧期間
平成20年8月26日から平成20年12月26日まで

熊本県公告第595号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成20年8月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇土市本町五丁目字本五丁目12番、同14番及び同13番の一部並びに同新小路町字小路裏1番、同2番、同3番3、同4番2及び同5番1並びに里道及び水路の一部
3,542.10平方メートル
- 2 開発を受けた者の住所及び氏名（名称）
宇土市本町六丁目7番地
医療法人社団金森会

熊本県公告第596号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。
平成20年8月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字拾八町2224番1及び同2224番31
15,407.11平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市江津一丁目15番6号
株式会社横田産業

熊本県公告第597号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。
平成20年8月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池市野間口字待塚341番2、同342番1、同342番2、同343番、同344番、同345番、同346番、同378番1及び法定外公共物道路の一部
4,970.03平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池市北宮183番地2
有限会社旭総合メンテナンス
菊池市木柑子丸畑1304番地
有限会社旭衛生舎

熊本県公告第598号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成20年8月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 球磨郡錦町大字西96番地9
- 2 築造者の氏名 有限会社小田工務店
- 3 道路の位置 人吉市西間下町字花切1016番19
- 4 道路の幅員 4.50メートルから4.51メートルまで
- 5 道路の延長 18.95メートル
- 6 指定年月日 平成20年8月14日
- 7 指定番号 球磨企調第11号

登載依頼**熊本県男女共同参画審議会公告第22号**

熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。
平成20年8月26日

熊本県総務部長

- 1 開催日時
平成20年9月2日（火）

- 午後1時30分から午後4時00分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階審議会室
 - 3 議事
(1) 熊本県男女共同参画計画に基づく平成19年度施策の実施状況について
(2) 熊本県DV対策基本計画改定(素案)について
(3) その他
 - 4 傍聴者の定員
10人
 - 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付の上
会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
 - 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県男女共同参画審議会事務局(熊本県総務部男女共同参画・パートナーシップ推
進課)
(電話 096-333-2287)